

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年12月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年12月24日(木) 1日間 至 令和2年12月24日(木)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	社会教育課主任	井崎 洋之	社会教育課主事	田中 結人	
	社会教育指導員	後藤 昌典			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<p>議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について</p> <p>議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について</p>	承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年度 与謝野町こども発表会」について ・「YOSANO イングリッシュ キャンプ 2020」について ・高校魅力化の取組状況について ・屋外体育施設夜間照明設備維持管理に係る利用者懇談会について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月24日 午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第9回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

師走に入り、12月15日に初雪が降りました。12月中旬に積雪があったという記憶はあまりないのですが、結構な量の積雪でした。

委員の皆様方には、10月・11月と長期間にわたり、町内のこども園・学校を訪問していただき、ご指導やご助言をいただきましたことにつきまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、委員の皆様もご承知のとおり、岩滝小学校の教職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認され、2日間、臨時休校といたしました。12月23日から再開しております。本日、終業式を迎えております。新型コロナウイルス感染症もそうですし、インフルエンザの関係、また、積雪の関係による交通事故等が心配されるところですが、万全を期して対応して参りたいと思っております。

過日、新聞報道されておりましたが、例年12月のこの時期には、インフルエンザによる学級閉鎖や学校閉鎖がおこるのですが、今年は全くないということです。ある面で、新型コロナウイルス感染症対策が、これからのあり様を示しているようにも思います。3密を避け、手洗い、マスク着用、うがい等を徹底していた成果かと思っております。これが今後の対応にも繋がっていくのではないかと感じたりしております。

また、修学旅行についてですが、11月27日に山田小学校が無事、修学旅行から帰って参りました。山田小学校が町内の小・中学校で最後の実施でしたので、これで町内すべての小・中学校の修学旅行が完了いたしました。この間、近隣市町の小・中学校が新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休校をしていたこともあり、緊張感が漂っておりましたが、天候にも恵まれ、無事、終えることができました。校長も気苦労が多かったと思いますが、子どもたちの笑顔を見て報われたのではないかと感じしております。私も子どもたちの様子をホームページ等を見て、今年の中で一番救われた出来事だと思っております。

先ほど申し上げましたように、今日が2学期の終業式です。今年は新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休校を余儀なくされ、授業時数の確保のために、例年よりも早く2学期をスタートさせましたので、長い2学期だったのではないかなと思っております。このような状況の中で、各校とも徹底した感染対策を講じながら、教育活動を展開していただき、また、その成果を発表する機会も確保していただきまして、学校等の様子を地域の方や保護者に見ていただいたのではないかと感じしております。

12月6日には、「与謝野町の子ども発表会」を実施いたしました。今年は新型コロナウイルス感染症対策ということで人数を制限して開催いたしました。小学生は、学校生活や少年スポーツの体験などを通して学んだことや、自分の障害について理解を求める発表をしておりました。少年野球や駅伝競走大会を通して仲間の支えを実感し、仲間と一緒により良い学校づくりに努力していきたいという決意を語るなど、非常に有意義な発表をしてくれました。中学生は、部活動や学校での人間関係を通して、本当の友人の大切さを見つけたり、障害者の幸せや共生社会のあり方を考えたりしてくれました。高校生は、自分の高校生活を振り返って、学んだことの多くを後輩たちに意識づけてくれたのではないかと感じしております。全員、質の高い発表をしてくれましたが、願わくば、町の未来や世界に目を向ける、あるいは、環境問題や人権問題などについて、視野を広げて考えることも重要ではないかとも感じました。

それから、京都府の地球温暖化対策室所管の「夏の省エネチャレンジ」という事業に三河内小学校が取り組み、優秀校となりました。また、「宮津市中学生の主張大会」においては、橋立中学校の生徒が市長賞を受賞しております。環境問題について、天橋立を中心に語ったということでもあります。さらに、「京丹後市はしうど杯卓球選手権大会」の男子個人の部では、橋立中学校の生徒が入賞いたしました。女子団体の部では、江陽中学校が1位、橋立中学校が2位と健闘してくれました。京都府教育委員会主催の「小論文グランプリ」においては、江陽中学校の生徒が優秀賞を受賞し、江陽中学校の生徒2名が入選しております。「京都府秋季ウエイトリフティング選手権大会」では、女子の部では加悦中学校の生徒が優勝、男子の部では橋立中学校の生徒が優勝しております。

また、昨年に引き続き、今年も宮津ロータリークラブ様から、図書120冊を寄贈していただきましたので、ご報告しておきます。

12月13日には、「YOSANOイングリッシュキャンプ」を実施いたしました。今年で4年目を迎える事業ですが、従来は宿泊を伴って実施していたのですが、今年は1日での開催ということで、知遊館で実施いたしました。小学生13名と中学生2名が参加し、ALTをはじめ、地域の英会話の先生、宮津天橋高校加悦谷学舎の生徒たちが支援をしてくれまして、楽しい1日を過ごしました。オンラインを使ったレクリエーションも経験したということでございます。

また、同じ日に旧桑飼小学校のお別れの日というのがございまして、私も伺いましたが、約320名の地域の方々が来られていました。学校を懐かしく見ておられましたし、中には、卒業制作などをお持ち帰りになった方もあったようです。

毎年行われております「中学生の『税についての作文』」募集におきましては、大阪国税局長官賞を橋立中学校の生徒が、宮津税務署長賞と納税協会長賞を江陽中学校の生徒が受賞しておりますので、お知らせさせていただきたいと思っております。

11月13日には、「人権を考える集い」が実施されました。ブラジルから帰国された方が、日本で差別を受けるという苦難を乗り越え、多文化共生社会の実現を目指していくことを題として、お話をいただきました。また、KYTにおいて、各校の人権学種の取組を紹介する人権テロップの放映を昨日から実施しておりますので、またご覧いただければありがたいと思っております。

令和のBUSON俳句大賞につきましては、11月20日に締め切り、全小・中学校から応募がありました。小学生が898点、中学生が175点、合計1075点の投句がありました。昨年度よりも257点ほど多かったとのこと。高校生も103点投句してくれています。現在のところ、2月13日(土)に表彰式を行う予定としております。

12月18日には、佛教大学の原副学長様を講師としてお招きし、「いじめ防止等に関する研修会」を開催いたしました。委員の皆様もご参加いただき、ありがとうございました。原副学長様には、いじめに関する現代的な課題、スマホの活用による様々な変化などについてお話を伺いました。後ほど、ご意見をいただければありがたいと思っております。

その他といたしまして、12月17日に加悦谷ショッピングセンターウィル様から、今年も3中学校の部活動費にご寄付をいただきましたので、ご紹介しておきます。

教職員の交通事故につきましては、年々減ってはきておりますが、軽微な事故は今年度12月段階で5件起こっております。

冬季休業中における生徒指導でございますが、特に、気になる児童生徒への対応をはじめ、情報モラル・スマホの問題なども気にしておりますので、しっかりと対応するよう各校に指示したところでございます。

最後に、12月28日から1月4日までの間を学校休業期間としておりますので、お知り置きください。

新年の校園長会議は1月5日9時からとなります。委員の皆様からもお言葉をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

いじめ防止等に関する研修会は、原先生が具体的な例題を挙げてお話いただいたので、

とてもわかりやすかったですし、様々なことを理解することができて良かったです。

ただ、事例としてあげていただいた内容について考える中で、いじめとして大きな問題にならないようにするためには、加害者となった子、被害者となった子、それぞれにどのような力をつけてあげておけば良かったのかと悩ましく思いました。

(高岡総括指導主事)

一番良いのは、ことが起こった時に、「どうしてそんなことをするんや。僕は一生懸命やってるんだから、そんなことをされたら困るんだ。」「そうやったんか。気が付かなかったけど悪かったな。」といったコミュニケーションが双方の間で取れることだと思います。ただ、直接、その場で言えない子ども、あるいは、そのことをきっかけにこもってしまう子どもなどもいますので、次の段階は、そのことに教員が気づいて、「実はこうだったんだよ。」とタイムリーに双方の子どもに話をするのが大切だと思います。即時の対応をせずに日が経ってしまうと、登校できなくなるなどの大きな問題につながるのだと思います。

(岡田委員)

被害者となった子に「嫌だ」と言える力をつけるにはどうしたら良いのでしょうかね。

(高岡総括指導主事)

普通の授業においても、様々な場面を想定して、「こういう場面ではどう言えば良いのかな。」といったことを考えさせるのが大切だと思います。また、総合的な学習の時間の中で、事例を示して、「こういう場合はどういった言い方をすれば相手にきちんと伝わると思えますか。」といったコミュニケーション能力やソーシャルスキルの育成に特に力を入れた学習をしている学校もあります。言語活動として、しっかりとそうしたやりとりができる力を毎日の授業であったり、学校生活の中でつけていかなければいけないと思いますが、なかなか難しいことではあります。

(岡田委員)

子どもたちも未熟な面はありますから、悪気はなくても、相手の取り方によっては、その子が嫌がることをしてしまっていることもあると思います。嫌だと思ったら「やめて」と自分の気持ちをしっかりと言えるような子ども、自己主張がしっかりできる子どもに育ててほしいなと思いました。

(樋口委員)

岡田委員がおっしゃられたことに関連するのですが、私も研修会に参加して、かなり意識を変えなければならぬと感じました。先ほどおっしゃった事例について、「いじめに当たりますか。」と研修会で原先生が聞かれた際、いじめに当たると手を挙げた先生方は約半分くらいだったということでした。あの事例を原先生が「いじめです。」とおっしゃられたということは、私自身も含めて意識を変えていかなければならぬということについては十分理解したのですが、そのように意識を変えていかざるをえない状況になっているとすれば、学校の先生方は大変だとも思いました。特に若い先生方が、子どもたちを指導さ

れるにあたり、ベテランの先生方や若手の先生方の指導に当たる先生方にご配慮をお願いしたいと思います。いじめの問題は、初期対応を誤ると、どんどん大きな問題になると伺っていますので、そうした意識をもって対応しなければならないと思いました。

それから、もう1点ですが、先ほど「小論文グランプリ」のお話がありましたが、もう少し詳しく内容等を教えていただけますか。

(高岡総括指導主事)

京都府教育委員会が主催しております、京都市を除く、京都府内の中学校3年生、2年生を対象としたものです。

(塩見教育長)

『学び』（学習・活動・体験等）によって気づいたこと・向上したこと」がテーマで、教科・領域で学習又は体験した内容を題材とすることになっています。教科によって、A分野、B分野、C分野に分かれていまして、例えば、A分野には国語、社会、数学など、C分野には道徳、特別活動などがありまして、その分野・教科を選択して、小論文を書くというもので、今年度で8回目となります。

(樋口委員)

「小論文グランプリ」でも「宮津市中学生の主張大会」でも良い賞を受賞されたということですし、数日前には新聞の投稿欄に与謝野町の子が地域のことをテーマに投稿していたものが掲載されていました。地域に対する愛情や思い入れは、もちろん全員が持っているとは思いますが、それを発表という形で表すことことができるようになってきたということは、この間の学校での先生方のご指導の賜物ではないかなと思います。ありがたく思っております。

(酒井委員)

先ほどからお話の出ております研修会の件ですが、先ほど来の事例について「いじめに当たりますか。」との質問に対して手をあげられた先生方に対し、原先生が「いじめであると手をあげられた先生よりも多くの先生方がいじめに当たらないという方に手をあげられていますね。」とおっしゃった時に、少し危機意識を感じました。学校の先生方の「いやそれは。」と思われるお気持ちもわかる反面、いじめの定義や捉え方が変わってきている以上、「これはいじめなんだ。」と認識するように大きく考え方を改めないといけないんだろうなと強く感じました。

以前、個人情報の取り扱いのことが課題になった時と同様に、よく知ってる人だから教えてあげてもいいだろうと思ったらそれは個人情報保護に反することになる、という感覚に似てるのかなと思いました。すごくシビアな話ではありますが、ある程度形式的に、「こういうことはいじめに当たると捉える」という意識づけが、我々も含めて必要なのかなと話聞いて感じました。

2点目ですが、旧桑飼小学校のお別れの日々の件です。私も広報誌に掲載されていたのを拝見しましたし、当日の様子をテレビのニュースや新聞でも報道されていたと思うのです

が、例えば、卒業生の方などにはどのように案内されたのですか。当日来られた方の中には机などをお持ち帰りになった方もあるようですので、少し詳しく教えてください。

(柴田学校教育課長)

広報につきましては、町の「広報YOSANO お知らせ版」に掲載させていただいたのと、KYTの文字放送で流しておりました。また2日前から、加悦地域においては有線放送でお知らせさせていただきました。また、独自にチラシを作っていた区もあるとお聞きしています。

当日は、基本的には自由に学校内を見ていただくということでしたが、惜別有志の会という桑飼地域の有志の会の方々が、教室の一つを使われて、桑飼の宝という歌のスライドショーを流したりもしていただきました。また、卒業制作で作成された教室や職員室の看板、物入れに使っていた箱といったものが残っておりまして、体育館の一角にそうしたものを持ち帰っていただくコーナーを設けました。陸上の記録プレートや規格が小さかったり、少し傷んでいたりして使用用途のない机なども、お持ち帰りいただきました。

(佐々木委員)

いじめ防止等に関する研修会についてですが、先ほどから話題になっているように、従来どおりの捉え方ではいけないのだなと私も感じました。その子が嫌だと感じたらいじめ、ということは理解するのですが、一方で、いじめた側となった子どもにはどう伝えていけば良いのだろうか、と悩ましく思いました。「あなたのしたことはあかんことなんやで。」ということではなく、「相手がやめてほしいと思っていたのだから、そういうことはやめとこうね。」という話を私も子どもにすることはあったのですが。

研修会では「初期対応が大切だ。」とずっとおっしゃられていましたが、本当にそこだなとつくづく感じています。先生方もそうした認識を持っていただいて、早い段階から、1人で抱え込まずに、複数で組織的に対応していただきたいなと思いました。

(塩見教育長)

委員の皆様がおっしゃるとおり、いじめの定義について、改めて認識しなければならないということを含め、多くのことを考えさせられる研修会でした。やはり問題事象等も含めて、初期対応が大事だということは間違いないと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

この要綱に変わって、新しい別の要綱ができたということですか。

(植田社会教育課長)

企画財政課において「与謝野町まちづくり補助金」が整備された際、「コミュニティ施設整備」ということで、「公民館または集会所の増改築、改修事業」が対象とされています。対象事業が20万円以上、補助率が3分の2以内、上限が200万円です。本来、この補助金要綱が整備された段階で、与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱については廃止すべきだったということでございます。ちなみに、社会教育施設整備費補助金については、補助率が15%と新しい補助金よりも低額でありました。区長連絡協議会からの要望等もありまして、新しい補助金制度を整備し、補助内容を拡充したということです。

(酒井委員)

廃止する要綱の「社会教育施設」は公民館だけを指すという理解でよろしいですか。

(植田社会教育課長)

議案書の3ページ、第3条に該当する事業を記載しております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」は、提案のとおり承認されました。

それではここで、10分間休憩いたします。

(休憩 10分)

(塩見教育長)

休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「令和2年度 与謝野町こども発表会について」、後藤社会教育指導員が説明いたします。

(後藤社会教育指導員)

- ・12月6日(日)に、野田川わーくばるで開催
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、150人以下となるよう入場制限を行った。
- ・小学校6校、中学校3校、加悦谷高校の10校の代表者が発表
- ・今年度は国際的な問題、環境問題、人権問題、生命の尊厳に関わるような大きなテーマの発表が少なかった。次年度はそうした点にも留意したいと思っている。
- ・発表する姿勢はしっかりとしており、原稿をほとんど見ず、テンポよく、抑揚をつけながら発表してくれた。コロナ禍において練習も十分に行っていなかったのではないかと思うが、家庭や学校でのご指導のおかげである。
- ・聴衆についても、途中退席されることなく、最後まで静かに聞いていただいた。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(佐々木委員)

例年は、全校の児童生徒にチラシが配布されていたと思うのですが、今年は持ち帰ってきませんでした。新型コロナウイルス感染症対策によるものですか。

(後藤社会教育指導員)

入場制限を行うため、持ち帰りはなしとさせていただきました。発表者の友だちや関係

者の方には公民館に行って一般の入場整理券をもらっていただくよう、お伝えさせていただいたところです。

(佐々木委員)

発表者やその関係の方は誰が出演されるのかがわかっていたと思うのですが、そうでない子たちは今年は誰が発表されるのかも知ることができませんでした。新型コロナウイルス感染症対策もあって見に行くことはできないだろうとは思っていましたが、こういう発表がされますよ、というお知らせぐらいはあっても良かったと思います。

(後藤社会教育指導員)

おっしゃるとおり、そうした工夫があっても良かったと思います。

(酒井委員)

ご報告いただいた中で、発表内容について、もう少しこういう内容であればというお話がありましたが、子どもたちには自分が話したいことを書きなさいと指示されているのですか。それとも学校等でテーマなどを提示されているのですか。

(後藤社会教育指導員)

テーマは学校にお任せしています。

(塩見教育長)

次に、「YOSANO イングリッシュ キャンプ 2020について」、社会教育課の井崎主任が説明いたします。

(井崎主任)

- ・今年度で4回目。例年は、マリンピアを会場に1泊2日で実施してきたが、コロナ禍ということで、知遊館において1日で開催した。
- ・町内の小学校5・6年生13名が参加してくれた。
- ・外国人の協力者も、今回は町内のALTの先生3名とした。かなり規模を縮小した形での実施としたが、これまでと変わらない数のアクティビティは実施できた。
- ・リピーターの児童が2名参加。マンネリ化しないように、毎年、新しいことにチャレンジしていこうという気持ちになれた。
- ・アベリスツイスとの交流の歴史などについての紹介は、オンラインで実施した。
- ・過去に参加した中学2年生を対象に声をかけたところ、加悦中学校と江陽中学校からそれぞれ1名ずつ参加してくれた。
- ・事業としては、1泊2日がベストだと思うが、今回、規模を縮小しての開催でも一定の成果がえられた。今後も状況に応じて、工夫をしながら事業として継続していきたいと考えている。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

子ども発表会もイングリッシュキャンプも、コロナ禍でいろいろと大変なことがあったにも関わらず、事業を止めることなく、実施していただき感謝しています。イングリッシュキャンプは1日の開催でしたが、継続していくことで、子どもたちのつながりができたり、いろいろな興味のわく体験ができたと思います。来年確実にコロナが終息して、1泊2日で開催できるかどうかはわかりませんが、規模を縮小してでも続けていただきたいと思います。財政状況が厳しい中、予算の確保も難しいかもしれませんが、未来の子どもたちにつなげていってもらえるように、どうしてもであれば、クラウドファンディングなどを活用してでも、良い事業は続けていただきたいと思っています。以前に比べて、家庭において子どもたちに様々な経験をさせることが難しくなったということもお聞きします。大人数で宿泊するとか、違う学校の子どもたちと一緒に活動するといった経験は貴重だと思いますので、今後も続けて続けていただきたいと思います。

(塩見教育長)

続きまして、「高校魅力化の取組状況について」、井崎主任が説明いたします。

(井崎主任)

- ・本町における「高校魅力化」の定義は、シンプルに「高校が地域を生かす」「地域が高校生かす」ということだと思っている。
- ・現在、与謝野町と加悦谷高校で力を入れている地域探究学習を通じて、学校と地域の距離を近づけていくことによって、この地域を盛り上げるために都会で学んで帰ってきたいと思ってくれる子たちの割合を増やす、また、地域の方もその子たちが戻ってきたいと思ってくれるような町をつくりたいという、高校と地域の協働により、双方の意欲を伸ばす相乗効果をねらいとしている。協働には、双方の関係性が強く、お互いを高めていこうという意味がある。町としては、内発的な地方創生を目指すのであれば、高校も含めた町全体の魅力化が、最適の政策ではないかと思っている。
- ・昨年度から、魅力化コーディネーター（地域おこし協力隊）に加悦谷高校に常駐をしてもらっており、今年度は2年目となる。1年目は広報を中心に担ってもらったが、地道に学校内で信頼を積み重ねてくれた。2年目は、地域と学校を結ぶという本来の業務を積極的に任され、期待どおりの動きをしてくれている。町と高校との懸け橋の役割を担っており、コーディネーターを通じて現場の先生の声が聞けるようになってきた。
- ・施策としては、令和元年度は、中高合同の探究ゼミを実施した。今年度は、より高校生の実利に資するという意味で、3年生対象のAO入試対策講座を民間事業者に委託して実施した。3年生の約3分の1、30名以上が参加する人気の講座となった。講座では、生徒がその大学に行って何を学びたいとかということを明らかにする過程で、これまでの自分と向き合い、経験や気づきを言語化して、進路に結び付けていくというそういうことに取り組んでいた。今年度の受講生からは、「将来、教員や保育士になってここに帰ってきたいです。」「自分と向き合う・振り返るという作業を通じて、自分はこの地域が

好きなんだなということがわかった。」という嬉しい言葉もいただいている。

- ・今後、加悦谷高校において1年生・2年生で実施をしている地域と深くかかわる探究学習やキャリア教育を充実していけばいくほど、この講座も絡めて、地元志向の傾向が深まってくれるのではないかと考えている。将来この地域で頑張りたいという生徒の思いの醸成がこの事業を町として実施している目的であるという点をご理解いただきたい。
- ・今年度の事業として、生徒によるまちの魅力発信も始めていく。毎年、町長と加悦谷高校生徒の対話授業をしているが、これまでは、町への要望の域を出なかった。今年は高校生自身が主体になって、町の魅力を発信していきたい、というアイデアを出してくれた。来月からSNS等を通じて、魅力発信をしていくことになり、「広報YOSANO 1月号」にも記事が掲載されているので、ご覧いただきたい。
- ・次年度に向けて、加悦谷高校と与謝野町との魅力化ビジョンを作成したいと思っている。方向性や何を実施するのかなど、役割分担を明確にして、持続可能な魅力化を進めていきたいと思っている。高校の育てたい人材像が与謝野町の将来にどう繋がっていくのかというところをビジョンづくりを通じて議論をしていきたいと思っている。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

中学生が地元の高校を受検したいと思えるように、加悦谷高校・宮津天橋高校加悦谷学舎の魅力をしっかりと中学生や中学校に伝えていただきたいと思います。

(塩見教育長)

先日、京都府教育委員会から、「令和3年3月卒業予定の中学生等進路希望状況の結果」が公表されていますので、その概要について、報告してください。

(相馬教育次長)

11月10日時点の中学生等の進路希望状況が新聞等に掲載されました。宮津天橋高校加悦谷学舎については、募集人数を上回る志望状況でした。加悦谷高校長に2学期を終了しての状況をお聞きしておりますと、「加悦谷高校・宮津天橋高校加悦谷学舎に入学した生徒を伸ばしていただいている。」という評価を中学校からいただいたということで、「中学校との連携や信頼関係が充実してきた。」とおっしゃっていました。与謝野町はもとより、他地域からも加悦谷学舎を希望してくれる中学生が増えてきているとのことですので、高校の魅力が伝わっているのだと思っております。

(酒井委員)

インターネットで検索すると、高校魅力化には三本柱があって、これが高校魅力化なんですよとありますが、与謝野町が目指す姿も同じですか。

(井崎主任)

全国的な高校魅力化は、①地元の中学生在が減っている中、全国から生徒を募集、地元の生徒と外部から来た生徒の交流によって地域を活性化する。②公営塾を町が整備し、生徒の能力を押し上げていく。③地域探究を深め、学ぶ意欲と郷土愛、この地域を何とかしたいという思いを醸成する、という3本柱で語られています。

ただ現在の与謝野町においては、寮や公営塾の整備についてはまだそのような段階にはないと思っています。3つ目の地域探究を通じて、郷土愛を育み、学ぶ意欲を伸ばしていくための一つの施策として、AO入試対策講座などを実施しているところです。

(酒井委員)

一般的に言われてる高校魅力化ではなく、与謝野町独自のものとして取り組んでいると理解すれば良いですか。

(井崎主任)

与謝野町としてアレンジをした形で取り組んでいます。

(塩見教育長)

それでは次に、「屋外体育施設夜間照明設備維持管理に係る利用者懇談会について」、社会教育課の田中主事が説明いたします。

(田中主事)

- ・屋外体育設備につきまして、先日、利用者懇談会をさせていただきました。
- ・本年12月31日をもって、照明設備で使用している高圧水銀ランプの一部製品が製造中止になることから、懇談会を開催することとした。
- ・屋外体育施設の設備については、今回規制の対象外の製品を使用しているが、かなり老朽化が進んでおり、電球切れを起こした際は、球だけではなくて設備ごと交換する必要がある。また、高圧水銀ランプの製造中止に伴い、メーカーにおいては規制対象外の製品についても製造を中止する方針を出しているところが多く、今後、高圧水銀ランプの製造の見通しが立たない状況があるため、これを機に、LED化も視野に入れて検討していく必要があると思っている。ただし、LED化には工事費も含め、多額な費用がかかることになる。
- ・そのため、まず、町内のテニスコートのナイター設備を使っている団体を対象に、今後の維持管理を含め、懇談会をさせていただいたところである。ただ、当日参加されていない団体も多かったため、現在、懇談会の議事録を作成し、利用団体に送付するとともに、併せて今後の進め方などについてアンケートをお願いしている状況である。
- ・今後、グラウンド等の利用団体等とも同様の話を進めていきたいと考えている。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(植田社会教育課長)

補足になりますが、今回は、町の現状をまず説明させていただいて、今後どうしていくのが良いか相談させていただく形で進めていきたいと考えております。

(酒井委員)

これまでは計画的に交換していたのですか。

(田中主事)

ランプが切れる都度の交換としていましたので、何年ごとに更新と決まっていたものではありません。

(塩見教育長)

それでは、日程第5「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

(相馬教育次長)

年始の校園長会議を1月5日(火)の午前9時から農事研修室で行いますので、ご出席をお願いいたします。

また、次回の教育委員会につきましては、1月25日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 2 2 号

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示を別紙のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

合併当初に定められた要綱であるが、現在は別の補助制度等により施設整備が行われているため、廃止するものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱（平成18年与謝野町教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年12月24日から施行する。

議案第 2 2 号資料

○与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱

平成 1 8 年 3 月 1 日
教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年与謝野町規則第 3 8 号）に定めるもののほか、与謝野町社会教育施設の整備を図り、地域における住民の交流を深め、教養を高める活動及び学習の基盤を確立するための事業を実施する団体が当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「社会教育施設」とは、与謝野町立公民館条例（平成 1 8 年与謝野町条例第 1 0 2 号）により、設置した地区公民館で住民の文化の振興及び社会福祉の増進に寄与すると認められるものをいう。

(補助対象)

第 3 条 前条に規定する施設を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるもので、その事業に要する経費が 2 0 万円以上のものとする。

- (1) 地区公民館の新築
- (2) 地区公民館の施設に係る修繕
- (3) 地区公民館の施設に係る改修
- (4) その他教育長が特に必要と認める事業

(補助率)

第 4 条 補助率は、補助対象事業に要する経費の 1 5 パーセント以内とする。ただし、他目的施設の併設等で教育長が特に認めたものについては、別に定める。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、社会教育施設整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算

書並びに見積図、見積書その他教育長が必要とする書類を添え、教育長が別に時期を定めたときは、その時期までに教育長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 補助金は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められたときは、社会教育施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、前条の申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請)

第7条 第5条に定める申請書を提出したのちにおいて、事業計画を変更した場合は、遅滞なく、社会教育施設整備事業の変更申請書（様式第3号）を、教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、社会教育施設整備事業に係る事業実績報告書（様式第4号）を教育長に提出することにより行うものとする。

(書類の経由)

第9条 地区の代表者がこの告示に基づき教育長に提出する書類は、当該区域を担当する町政協力委員を経由しなければならない。

(その他)

第10条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加悦町社会教育施設整備費補助金交付要綱（昭和52年加悦町告示第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 2 3 号

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの
利用に関する規則の廃止について

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則を廃止する規則を別紙のように公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

合併当初に定められた規則であるが、現在は貸出用のパソコンがなく今後も配置する予定がないため、廃止するものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの
利用に関する規則を廃止する規則

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月24日から施行する。

議案第23号資料

○与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用
に関する規則

平成18年3月1日
教育委員会規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町立生涯学習センター知遊館（以下「知遊館」という。）視聴覚室に設置されている講習用パソコンの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 講習用パソコンは、次に掲げる場合に知遊館視聴覚室内においてのみ貸出しをし、利用できるものとする。

- (1) 5人以上の町民によって構成された団体が、主体的にパソコン講習を実施する場合
- (2) 町内の公共機関がパソコン講習を実施する場合
- (3) その他与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合

(利用の許可)

第3条 利用の申請を希望する団体は、与謝野町立生涯学習センター知遊館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第35号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書にその旨を記載して教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、講習用パソコンの利用を許可する場合は、規則第7条に規定する許可書にその旨を記載し、交付する。

(利用条件)

第4条 講習用パソコンの利用については、プレインストールしてあるアプリケーションソフトの利用を原則とする。

2 講習用パソコンの利用後は、講習で利用したデータ等をすべて削除するとともに、各種の設定を戻して返却しなければならない。

3 講習用電子メールアドレスは、講習用パソコン間での利用以外に利用してはならない。

4 講習用パソコンは、許可を受けたパソコン講習以外に利用してはならない。

(弁償)

第5条 講習用パソコン（附属品及びケーブル類を含む。）に故障が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、どのような故障であっても利用団体において、修理を行わなければならない。

2 講習用パソコンが盗難及び破損した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、同等の機能を有する物を利用団体が弁償しなければならない。

(利用の取消し)

第6条 利用団体がこの規定に違反した場合、教育委員会は直ちに利用許可を取り消すとともに、講習用パソコンの返却を求めることができる。

(館長への委任)

第7条 教育委員会は、この規則に規定する権限の一部を知遊館館長に委任することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、講習用パソコンの利用に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の岩滝町生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの使用に関する規則（平成14年岩滝町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。